別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第二（第三条関係）

医学科に設ける講座	看護学科に設ける講座
再生発生学	基礎看護学
解剖学	成人看護学
生理学	老年看護学
生化学	小児看護学
薬理学	母性看護学
病態病理学	精神看護学
免疫・微生物学	地域看護学
衛生学公衆衛生学	防衛看護学
国際感染症学	
法医学	
医用工学	
分子生体制御学	
防衛医学	
内科学	
精神科学	
小児科学	
外科学	
脳神経外科学	
整形外科学	
皮膚科学	
泌尿器科学	
眼科学	
耳鼻咽喉科学	
産科婦人科学	
放射線医学	
麻酔学	
臨床検査医学	

別表第三（第三条関係）

区分	専任の教授・准教授・講師の数	専任の助教の数
学科目		
医学科に設ける講座	一二	七八
看護学科に設ける講座	六八	
	二〇	八
合計	一〇〇	八六

（防衛省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　防衛省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則（平成二十年防衛省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表防衛医科大学校の項第一号中「耳鼻いんこう科学」を「耳鼻咽喉科学」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

(2)　医学教育部看護学科に置かれる次の講座を担当する教授、准教授、講師又は助教

イ　基礎看護学
ロ　成人看護学
ハ　老年看護学
ニ　小児看護学
ホ　母性看護学
ヘ　精神看護学
ト　地域看護学
チ　防衛看護学

附　則

この省令は、自衛隊法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

○防衛省令第六号

防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十六条第六項、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条の二第二項及び防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第百八十二条の規定に基づき、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　防衛大臣　小野寺五典

防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部組織規則等の一部を改正する省令

（防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部組織規則の一部改正）

第一条　防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部組織規則（昭和二十九年総理府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条の二」を「第四十一条」に改める。

第三十二条の見出しを「（支所）」に改め、同条第二項の表新島支所の項を次のように改める。

土浦支所	**茨**城県稲敷郡阿見町
新島支所	東京都新島村

第三十二条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　土浦支所は、誘導武器の要素技術についての試験に関する業務のうち技術研究本部長の命ずるものをつかさどる。

第三十八条の五中「システム研究部」を「情報通信研究部」に、「ネットワーク技術研究部」を「センサ技術研究部」に、「センサ技術研究部」を「電子対処研究部」に改める。